

## 鷹巣阿仁地域合併協議会報酬及び費用弁償規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条第2項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会(以下「協議会」という。)の委員(規約第7条第1項第2号及び第3号に規定する委員並びに監査委員に限る。以下同じ。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬)

第2条 委員の報酬は、日額6,500円とする。

### (費用弁償)

第3条 委員が協議会に出席したときは、協議会の会長の属する町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

2 委員がその職務を行うために旅行したときは、協議会の会長の属する町の例により、費用弁償として旅費を支給する。

3 前2項の規定は委員以外の者が協議会の依頼に応じて、会議に出席した場合及び旅行した場合について準用する。

### (支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法は、協議会の会長の属する町の例による。

### (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。